

## 平成27年度鳥取県障害者施策推進協議会（第1回）

### 1 あいさつ

（林係長） 開会にあたりまして、松田福祉保健部長より、ごあいさつを申し上げます。

（松田部長） 皆様、こんにちは。

（一同） こんにちは。

（松田部長） 福祉保健部長の松田でございます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、10月1日、実は委員の皆様方には、改選の時期でございます。再任という形で引き続きお引き受けいただいた方、それから新しくお引き受けいただいた方々、本当にありがとうございます。失礼ながら、お席のほうに委嘱状のほう置かせていただきまして、交付に代えさせていただきます。本当に失礼いたします。よろしくお願いをいたします。これから2年間、どうぞよろしくお願いをいたします。

この協議会は、ご存じのとおりで、障害者基本法でありますとか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づくものということで、障がい者の施策につきましての協議をお願いをする場ということでございます。国においては、障がい者の障害者総合支援法、3年目の見直しの時期でございますし、障がい者の差別解消法がいよいよ来年から全面施行というこの時期であります。県のほうも、その来年の施行に向けまして、県あるいは公共団体の義務、それから一般の民間企業の方々の努力義務について、国の指針を踏まえつつ、取組を進めようとしているところでございます。その中で、県では、「障がいを知り、共に生きる」ということで、ここにお集まりの方々に本当に平素からご協力をいただきながら、共生社会の実現に向けて取組を進めているところです。昨年度の全国の芸術の分野の文化祭を開かせていただきましたし、手話言語条例というものも、ご協力のもとに、25年度に施行させていただきました。その動きも加速をしているところでございますし、さまざまな施策につきまして取組を進めています。県内、県庁の中でもプロジェクトチーム、障がい者の方々が暮らしやすい、施策の推進のプロジェクトチームを開催をいたしまして、各部局をあげて取組を進めております。福祉のまちづくり条例でありますとか、教育の分野、それから就業の分野、さまざまなスポーツの分野、さまざまなところでのご活躍していただける環境づくりというものを目指しているところでございます。

本日は、来年度の予算でありますとか、本日初めてと、お集まりいただきました委員の方がおられますので、概要をご説明させていただきながら、来年度の施策、それからその他、さまざまなことについてのご意見を頂戴をする機会ということとっております。どうぞ忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、明日からの県施策に反映してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。本日は、本当にありがとうございます。

### 2 会長の選出

（林係長） はい。では、確認事項の説明をさせていただきたいと思っております。申し遅れましたが、私は本日の司会を務めます、障がい福祉課の林と申します。議事に入ります前に、確認事項を申し上げます。まず、この協議会の公開についてでございます。県では、情報公開条例に基づきま

して、審議会を原則公開して、希望者に会議の傍聴を認めることとしております。公開または非公開は、それぞれの会議において決定することとされておりますけれども、この協議会についても、公開することについてご了解をいただけますようお願いいたします。次に、配布資料について確認をさせていただきます。事前に次第、それから資料1から資料4までお送りしております。本日はですね、資料に追加がございまして、すでに配布をしております。追加させてもらいました資料は、就業支援課さんからの「精神障がいを知りともに働く職場づくり」というパンフレットになります。資料をお持ちでない方、それから資料に不足がある方がおられましたら、事務局までお知らせをお願いいたします。次に、発言される際のお願いを申し上げます。視覚、聴覚に障がいのある委員さんがおられますので、発言される際はお名前を述べていただきまして、簡潔にゆっくりとお話をいただきますようお願いいたします。なお、発言の途中でも、内容に不明な箇所がある場合、発言のスピードが速い場合等ありましたら、挙手等で遠慮なくお知らせください。以上で確認事項の説明を終わらせていただきます。

続きまして、このたびは委員改選後の初めての会議となりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。本来ですと、各委員の皆様からごあいさつをいただくところでございますけれども、時間の都合上、事務局でお名前をご紹介させていただきます。まず、鳥大医学部附属病院の教授の前垣様でございます。

(前垣委員) よろしく申し上げます。

(林係長) 次に、権利擁護センター「ぱあとなあ鳥取」、野島病院医療ソーシャルワーカーの田中様でございます。

(田中委員) よろしく申し上げます。

(林係長) 次に、県民生児童委員協議会理事であられます、谷村様でございます。

(谷村委員) 谷村でございます。よろしくお願いいたします。

(林係長) 身体障害者福祉協会の理事、山根様でございます。

(山根委員) 山根です。よろしく申し上げます。

(林係長) 次に、手をつなぐ育成会理事の田中様でございます。

(田中委員) 田中です。よろしくお願いいたします。

(林係長) 次に、精神障害者家族会連合会理事の秋田様でございます。

(秋田委員) 秋田です。よろしく申し上げます。

(林係長) 続きまして、視覚障害者福祉協会の会長の市川様でございます。

(市川委員) 市川です。よろしく申し上げます。

(林係長) 次に、聴覚障害者協会理事の諸家様でございます。

(諸家委員) よろしく申し上げます。

(林係長) 次に、盲ろう者友の会会長の村岡様でございます。

(村岡委員) よろしく申し上げます。

(林係長) 続きまして、全国重症心身障害児（者）を守る会鳥取県支部理事の岡本様でございます。

(岡本委員) 岡本です。よろしくお願いいたします。

(林係長) 続きまして、県自閉症協会理事の南前様でございます。

(南前委員) 南前です。よろしくお願いいたします。

(林係長) 続きまして、県腎友会会長の大本様でございます。

(大本委員) よろしく申し上げます。

(林係長) 続きまして、県高次脳機能障害者家族会会長の森田様でございます。

(森田委員) よろしく申し上げます。

(林係長) 次に、県断酒会理事長の杉原様でございます。

(杉原委員) 杉原です。よろしくお願いいたします。

(林係長) 続きまして、このゆびと一まれ理事長の藤原様でございます。

(藤原委員) 藤原です。よろしくお願いいたします。

(林係長) 続きまして、ゆりはま大平園、就労B型ハッピーバーディー施設長であります、小谷様でございます。

(小谷委員) 小谷です。よろしくお願いいたします。

(林係長) 続きまして、もみの木福祉会常務理事の足立様でございます。

(足立委員) 足立です。よろしくお願いいたします。

(林係長) 続きまして、若桜町町民福祉参事の下石様でございます。

(下石委員) 下石でございます。よろしくお願いいたします。

(林係長) 続きまして、岩美町教育長の寺西様でございます。

(寺西委員) 寺西です。よろしくお願いいたします。

(林係長) 最後に、鳥取労働局職業対策課長の野田様でございます。

(野田委員) 野田でございます。よろしくお願いいたします。

(林係長) よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただけたらと思います。条例第6条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますけれども、改選後の初めての会議ということもありまして、会長が選ばれていませんので、新会長の選出までは、事務局の小林障がい福祉課長が議長の代行をさせていただきます。では、よろしくお願いいたします。

(小林課長) 失礼いたします。小林でございます。よろしくお願いいたします。鳥取県障害者施策推進協議会条例第5条第1項によりまして、会長1名を置き、委員の互選により定めると規定されております。委員の皆様方の中から会長の立候補がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。もしくは、どなたかのご推薦をお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。特に立候補、ご推薦がないということでしたら、事務局のほうから僭越ではございますけれども推薦をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

先の任期に続きまして、前垣先生に会長をお願いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

それでは、前垣委員さんのほうに会長をお願いしたいと思います。以後の進行につきましては、条例の第6条の規定に基づきまして、会長をお願いいたします。

(前垣会長) 鳥取大学の前垣です。また、今期も会長を務めさせていただきます。この会は、

僕も昨年度、2年間、務めさせていただきましたが、非常に、いろんな障がいを持つ方の施策を検討するという、非常に重要な会議だというふうに私も思っておりますので、限られた時間ですけれども、ご意見等をいただければというふうに思います。

それでは、議事を再開いたします。条例第5条第1項により、会長と同様、副会長を委員の互選により定めると規定されています。委員の中から副会長の立候補、もしくは推薦があれば、お願いできないでしょうか。いかがでしょうか。では、ないようですので、事務局のほうで推薦ごさいますでしょうか。

(小林課長) はい。小林でございます。事務局といたしましては、米子であいサポートフォーラムを毎年開催しておられる実績があります、もみの木福祉会の足立委員が適任かと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(前垣会長) それでは、ご承認いただきましたので、足立委員に副会長をお願いいたします。

### 3 議題・報告事項

#### (1) 鳥取県の障がい者施策の概要

(前垣会長) それでは、議題3(1)鳥取県の障がい者施策の概要に移ります。新任の委員さんもおられますので、各委員を含め、県の施策の概要について、改めて説明いただけると聞いております。では、よろしく申し上げます。

(小林課長) はい。小林でございます。資料1をお願いいたします。障がい者施策全般ということで、今、ちょっと狭くなっておりまして、主に障がい福祉課が所管している施策ということでご理解をいただきたいと思っております。まず、お手元の資料の一番右の下のほうに、小さい字で大変申し訳ございませんが、ページ数が打っております。そちらのほうをお願いいたします。それから、点字資料につきましては、2ページをお願いいたします。それから、皆様方も2ページをお願いいたします。障がい福祉施策の目標ということで掲げております。内容でございますが、障がいのある方が、地域の一員として地域で自立し安心して暮らすことができる社会(鳥取県)を実現したいということが目標でございまして、その目標に向かいまして、大きな柱立てといたしまして、次に掲げておりますが、障がい者に対する理解の促進ということで、安心してその地域の中で暮らしていくためには、障がい者に対する健常者の理解ということが大切でございまして、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合いながら暮らしていくということが重要でございまして、そういった理解を図っていくということでございまして、それから、地域における生活場所の確保、これにつきましては、ご自宅もございまして、それから、グループホームといったような施設等が考えられます。もしくは、地域では生活できませんが、重い障がいなどにつきましては、入所支援という形でも、そういった生活の場所が確保される必要がございまして、それから、当然のことでございますけれども、障がい特性に応じた障がい福祉サービスの提供でございまして、こちらのほうは、主に障害者総合支援法に規定されております、障がい福祉サービスを前提としておりまして、そのサービスが足りないところを、県とか市町村で協働して補っていくといった実態がございまして、それから、情報アクセス・コミュニケーション支援でございまして、こちらのほうは、視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方、それから、盲ろう者の方、それか

ら、音声機能障がいのある方、こういった方々が情報を得られやすいような環境づくりといったものが必要であるというふうに考えております。それから、障害者総合支援法に定めます、就労継続支援事業所における利用者の工賃向上、そして、工賃の向上を図りながら、一般企業等への就労移行といった支援も大切であると、地域において、所得を得られて、自立的に生活していくためのものがございます。それから、社会参加の促進という意味で、スポーツ活動・芸術文化活動を積極的にやっていただくための支援、こういった支援につきましては、国・県・市町村・関係団体がそれぞれの役割に基づき、連携しながら取り組んでいくことが必要であるというふうに考えております。

次に、3ページをお開きください。点字資料につきましては、4ページになります。障がいのある方に対する理解の促進ということの1つの政策でございます。鳥取県で始めました「あいサポート運動」でございます。この運動につきましては、点字資料では、6ページになります。障がいのある方の障がい特性を、健常者の方々にも知っていただいて、その配慮の仕方も学んでいただいた上で、例えば、まちの中で障がいのある方が困っている場合には、ちょっとした支援をしていただくというものでございまして、そういったものを通じまして、共生社会を図っていくというものでございます。それから、この「あいサポート運動」を、21年11月から鳥取県で始めさせていただきましたが、現在は、その「あいサポート大使」という方がございます。東京にございます、山野学苑の山野愛子ジェーンさんという方、それから、モデルでタレントでございます、押切もえさん。

(村岡委員) すみません。

(小林課長) はい。

(村岡委員) いいですか。

(小林課長) ちょっと早かったですか。

(村岡委員) 村岡です。点字資料を読みながら、触手話を受けるというのはとても困難なので、もう少しゆっくり進んでいただけないでしょうか。

(小林課長) 小林です。失礼いたしました。ゆっくりしゃべりたいと思います。「あいサポート大使」というものを任命させていただいております。「あいサポート大使」につきましては、「あいサポート運動」をより広く広めていくために、さまざまところで「あいサポート運動」のPRでございますとか、障がい者理解に対する支援等をしていただいております。現在、大使を2名、任命しております。お1人は、山野愛子ジェーンさんという、東京にある山野学苑の理事長さんでございます。それから、もうお1方は、タレントの押切もえさんでございます。こうした方々のご協力によりまして、「あいサポート運動」というのを、鳥取県はもとより全国にも広めていきたいというふうに考えております。

続きまして、点字資料の7ページをお願いいたします。皆様方は、その、今の4ページでございます。この「あいサポート運動」は、鳥取県から始めましたが、現在、他県のほうとも連携する形で、その輪が広がっているところでございます。中国地方では、広島県、島根県、山口県でございます。その他に、長野県、奈良県、そして埼玉県の市町村、特定の市町村のほうに広がっているところでございます。そして、この「あいサポート運動」では、あいサポーターと

いう方々がその障がいの特性を学ばれて、ちょっとした手助けをされる方でございますが、おられます。現在では、鳥取県と他県のあいさポーターを含めて、約26万人の方がおられます。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。点字資料では、9ページからでございます。ご承知のとおり、鳥取県では、平成25年度に鳥取県手話言語条例を制定させていただきました。この条例に基づきまして、手話の普及、それから、ろう者の理解といった施策を展開しているところでございます。その中の1つの方策といたしまして、鳥取県では、ミニ手話講座でございますとか、グループの方が手話講座を開催されるときに補助金を交付したりといったことを通じまして、手話の普及を図っているところでございます。点字資料では10ページになります。鳥取県が制定いたしました手話言語条例の良い影響が、他県、もしくは他の市町村のほうにも広がっているところでございます。資料では、鳥取県を含む18自治体となっておりますが、現在では、22自治体のほうに、そういった条例を制定されている市町村のほうがございます。そして、点字資料では11ページになります。昨年度から、全国高校生手話パフォーマンス甲子園を開催いたしまして、高校生による手話の理解、ろう者の理解といった取組を行っているところでございます。今年度も第2回の大会を9月22日に米子のほうで開催させていただきました。必死に手話に取り組む高校生の姿が感動を呼んでいるところでございます。同じく手話に関する計画でございますけれども、鳥取県では、条例に基づきまして、鳥取県手話施策推進協議会を設けまして、その中で推進計画といったものを策定しております。計画の期間は、平成27年度から35年度までの9年間でございます。点字資料では12ページになります。この計画の大きな柱立ては2つでございます。手話の普及、ろう者に対する理解促進と、手話を使いやすい環境整備でございます。それぞれの柱の主だったものは、また改めて、次に説明させていただきます。

資料の7ページをお願いいたします。点字資料では14ページになります。先ほど少し紹介させていただきましたが、第2回の全国高校生手話パフォーマンス甲子園でございます。この大会には、昨年度は、秋篠宮妃殿下、佳子内親王殿下、お2人が来られました。今年の場合は、佳子内親王殿下、お1人で来られました。あいさつをされたんですが、すべてご自分のお言葉で、手話であいさつをされたということで、全国的にも、こういったことは、マスコミ等を通じまして放送されて、大変な反響がございました。鳥取県からも、鳥取聾学校をはじめ、城北高校でございますとか、境港総合技術高校さんの生徒さんが出演されまして、一生懸命演技を披露していただいたということでございます。なお、優勝につきましては、奈良県立ろう学校の生徒の皆様が優勝をされました。下の8ページが、佳子さまが手話をされている様子で、あと、点字資料は15ページになります。佳子さまが手話であいさつをされていることに対する記事とかが主に載っているものでございます。

9ページのほうをお願いいたします。点字資料では17ページになります。こちらのほうは、手話を使いやすい環境整備に係るものでございますが、ICTを活用した遠隔手話通訳サービスでございます。このサービスの内容は、例えば、どこかの受付窓口を受付をされている方がおられまして、そちらのほうにろう者の方が行かれたときに、受付の方が手話をされれば一番いいんですけれども、すべての方が手話できませんので、ろう者の方の手話を、その受付の方が理解するために、タブレット端末によりまして、手話ができる方が別のセンターにおられまして、タブ

レットを通じて、ろう者の方が、そのおられる手話通訳者と手話通訳で会話をされ、その内容を音声言語でタブレットを通じて受付の方が理解されるといったものでございます。現在、県内で23名のろう者の方がタブレットを持参されて、モニターという形で利用されておられます。点字資料の18ページをご覧ください。ろう者の方がタブレットを持たれていること等に加えて、JRの鳥取駅、倉吉駅、米子駅、そして、鳥取・倉吉・米子のバスターミナル、それから県立の図書館等の受付窓口のほうにタブレットを設置いたしまして、ろう者の方が来られた場合に対応するという体制を取っているところでございます。

資料の10ページをお願いいたします。これは、今年度、始めたものでございますが、例えば、中途の聴覚障がいのある方で、手話が使えないといった方が主に利用されることを想定しておりますが、例えば、これも相手方、健常者が言葉をしゃべった音声を、タブレットがその音声を拾って、文字に変換してタブレット上に表示するといったシステムを導入したところでございます。点字資料では19ページをお願いいたします。こちらのほうも、先のICTを活用した遠隔手話通訳サービスのタブレットを置いているところと同じ窓口はこのシステムを置いておりますので、文字認識によって会話をされる情報をアクセスされる方について利用をいただいているというところでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。点字資料では20ページになります。先ほどの目標に向けての柱の中に、障がいのある方の工賃の向上と、それから一般就労に向けてということがございましたけども、そういったことに係る事業でございます。障がいのある方が主に勤務されておられます障がいの福祉サービス事業所におきましては、いろんな事業をされておられて、その事業によって得られた利益を各障がいの利用者の方に配分されるということでございますが、その配分されるものを工賃とっております。その工賃につきまして、なんとか上げていきたいといったことで、こういった事業に取り組んでおります。工賃を上げるために、平成18年度の時は月額工賃の平均額が約1万1,000円でございます。こちらのほうを3倍の3万3,000円にするということで、工賃3倍計画というのを作りました。3倍の意味は、障がい者の障害年金の2級がおよそ月額6万6,000円でございます。その6万6,000円に3万3,000円等が加わると約10万円ということでございまして、当時の生活保障等の金額が約9万いくらございましたので、10万円はなんとか障がいのある方に所得としていくようにといったことで、工賃3倍といったものでございます。点字資料では、21ページになります。工賃向上にあたりましては、魅力ある商品づくりを行っていただいて、その利用が継続するような形にしたいと考えてまして、単に福祉的なもので一時は売れても継続しないといったものではなくて、継続するような商品づくりを目指すために、例えば新商品を開発する時に補助金を出したりでございますとか、資金が必要な場合に無利子の融資制度といったものを設けながら事業所の皆様にご利用いただいております。資料に載っています天女の梨クーヘン（ぱにー）と申しますのは、事業所のぱにーさんが梨を使ったクーヘンを作られたんですが、こちらは障がいのある方、ない方関わらず出品されましたコンテストの中で、農林水産大臣賞を受賞されるといったことで、魅力ある商品づくりにつながっていった例を挙げております。その他、「ハーツ」ということで各障がいの事業所の皆様が作られた商品をカタログという形にしまして、いわゆるギ

フト等に使っていただいているといった取組も進めているところでございます。

それから、19ページをお願いいたします。農福連携と書いておりますが、こちらのほうは、いわゆる農業分野に障がいのある方々にも進出していただいて工賃を上げていこうというものでございます。農業分野におきましては、農家の人手不足といったご事情もございます。それから、障がいの事業所につきましては、やはり事業といったものを取り組みたいということで、その人手不足と事業を求めるといったものをマッチングいたしまして、障がいのある方にいろいろ農業分野で作業をしていただいているというものでございます。写真に挙がっておりますのが、らっきょうの根切り作業でございますとか、二十世紀梨の袋かけ作業、こういったところに障がい者の方にも出ていただいて、作業をして工賃を得ているという状況でございます。

それから13ページをお願いいたします。点字資料では、22ページになります。とっとりモデルの共同受注体制構築というものでございます。こちらのほうは、知事選があった関係で、当初予算は骨格予算でした。6月補正で肉付けという形で政策的経費を計上するものでございましたけども、その中でとった予算でございます。鳥取ワークセンター(仮称)の設置と書いておりますが、この中身は、今まではほとんど単独の各障害福祉サービス事業所のほうで受託作業でございますとか、自主的な事業に取り組んでいただいております。その中で、例えば企業から大量の受注案件が来た場合には、単独の事業所では対応しきれないといった状況がございましたし、仮に大量受注が来たときに、複数の事業所のほうに業務を振ったとしても物流のコストが掛かったりとか、商品の均一化が図りにくいといった事情がありましたので、そういった案件につきましては、1カ所に各障害福祉サービス事業所の利用者様に来ていただいて、その場所で共同でその受注案件にあたっていただくといった中身になっております。この運営につきましては、鳥取県の障害者就労事業振興センターのほうに委託をしているというものでございまして、10月1日にこのセンターを開設いたしました。開設当初は10の企業の皆様から受託作業を頂戴いたしまして、13の事業所の方々にご参加していただいているという状況でございます。

それから、14ページをお願いいたします。点字資料では24ページになります。水福連携モデルエリア運営事業、こちらのほうも6月補正予算でとったものでございます。こちらのほうも共同受注体制という形になります。米子市の淀江町にNPO法人のライブという法人がございまして、その法人が運営しているリヴよどえという事業所がございまして、その事業所のほうが漁師さんのほうから直接、わかめとか、白いか等を仕入れられまして、板わかめでございますとか、いかのスルメといったものを作っておられます。点字資料では25ページ以降になりますが、こういった作ったものがですね、都会を中心にどんどん売れてる状況でございまして、作れば作るほど売れるということで、増産体制を構築する時に、リヴよどえの利用者さんだけではなくて、近隣の希望する事業所の皆様にも1カ所に来ていただいて作ろうではないかといったものでございます。その作る場所は、旧中山町の御崎漁協内に既存の施設があるんですが、その施設を改修いたしまして、冷蔵庫でございますとか、乾燥機、それから急速冷凍庫等を備え付けた水産加工所といったものを整備いたしまして、リヴよどえさんのほうが主体的に運営をしていただいているといったものでございます。現在のところ、6の事業所のほうの参加が予定されているところでございます。なお、こういった水産加工所につきましては、11月3日に開所したところでご



ございます。それから、15ページをお願いいたします。点字資料では26～29、28にかけて  
ございます。

(村岡委員) すみません。村岡です。恐れ入ります。1時から始まっていますので、少し休憩  
をいただけないでしょうか。

(前垣会長) はい、分かりました。いいですか。はい。じゃあ、そういたしましょうか。じゃ  
あ、10分でよろしいでしょうか。

(村岡委員) すみません。村岡です。私は触手話を受けているので、集中して受けております  
ので、10分ほどお時間をいただけたらと思います。恐れ入ります。

(前垣会長) では、ここで10分休憩をとらせていただきます。今56分ですから、2時  
5分過ぎということで、じゃあ、10分休憩をとらせていただきます。

(村岡委員) どうもありがとうございます。

## 休憩

(前垣会長) それでは、皆さん、よろしいでしょうか。先ほどのご説明の途中でしたので、3  
の1の途中から、ご説明をまたよろしく願います。

(小林課長) はい。小林でございます。15ページをお願いいたします。点字資料は28、2  
9ページにわたります。重度の障がい児者の方の支援でございます。4つほど書いておりますが、  
簡単に申しますと、重度の障がい児者がおられます生活介護事業所とか、放課後等デイサービス  
事業所、それから短期入所事業所、それからグループホームの夜間の世話でございますけれども、  
そういった所につきましては、支援を重点的に行う必要がございますので、利用者の方と支援の  
方が1対1となるように、県と市町村とで共同で補助金を交付していくといった事業となります。  
それから、重度の障がい児者が利用されている施設を整備される場合には、国庫補助採択となっ  
た場合に、ある一定経費を補助額に、県として上乗せをしていくといった事業もございます。

それから、16ページをお願いいたします。点字資料につきましては、29ページと30ペー  
ジにわたります。こちらは障がいのある方の芸術・文化活動の振興に関するものでございます。  
昨年度、第14回の全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会を開催いたしました。その成果を生  
かすとともに、今後も継続して障がいのある方の芸術・文化の振興を図るといった施策の1つで  
ございます。この書いているものは、あいサポート・アートインフォメーションセンターを倉  
吉市の白壁土蔵群の中に設置しております。何をするかと申しますと、障がいのある方の美術作  
品等を常設的に展示したり、ワークショップ等を開きまして普及啓発を図ったり、あと、芸術・  
文化活動に関する相談に対応するといった機能を担った施設でございます。こちらの施設につ  
きましては、NPO法人のアートピアとっとりという所に委託して運営しております。

23ページをお願いいたします。急に飛ぶんですけども、点字資料では、30ページから3  
1ページにわたります。こちらのほうも、障がいのある方の芸術・文化振興でございます。全国  
大会は昨年度で終わったんですが、県内の障がいのある方の舞台芸術の発表会と美術作品等の展  
示会といったものを、鳥取県独自として開催するものでございます。舞台芸術祭のほうは、「あい

サポート・アートとっとり祭り」と銘打ちまして、今年の10月3日から4日、とりぎん文化会館で開催させていただきました。美術作品等の展示会につきましては、12月6日から17日まで、米子市の美術館で開催いたします。なお、それが終わった後、各東部、中部のほうに、優秀作品と各地区の該当作品を展示する巡回展も開催することとしております。

24ページをお願いいたします。点字につきましては、32ページから33ページにわたります。こちらのほうは、県内の優れた障がいのある方の舞台芸術というのを県外にも発信したいというのでございます。「じゅう劇場」と申しまして、昨年度の全国大会でも発表していただきましたが、障がいのある方とない方が劇団をということで、演劇をされるんですが、そういった方々の発表を県外で行っていただく。今年は、12月に奈良県のほうで発表していただくことにしておりますし、荒神神楽、こちらのほうは、県立の米子養護学校の生徒さんが取り組んでおられまして、第15回の障害者芸術・文化祭が鹿児島県で12月に開催されますので、そちらのほうで公演をしていただくということとしております。それから、2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピック・パラリンピックを開催するにあたりましては、オリンピック憲章の中で、文化的なプログラムを開催しないといけないという規定がございます。その文化的なプログラムの中に、障がい者の芸術・文化というものを含めまして、鳥取県としても、その文化プログラムに取り組んでいきたいと考えておるところでございます。そのプログラムにあたりましては、東京都、それから有志の都道府県と連携して実施することを考えているところでございます。

資料の一番最後の資料、点字では34から35ページでございますが、「じゅう劇場」の公演の様子を載せておりますので、また後ほどご覧ください。以上でございます。

(前垣会長) ありがとうございます。質疑につきましては、後ほどまとめて時間をとらせていただきたいと思います。

## (2) 最新の障がい者施策に係るトピックス（障害者総合支援法の見直しに係る議論の方向性、障害者差別解消法の概要、福祉のまちづくり条例改正、人権施策基本方針の改定）

(前垣会長) 議題3、(2) 最新の障がい者施策に係るトピックスに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(林係長) 障がい福祉課の林でございます。資料2についてご説明をさせていただきます。資料2の1ページ目でございます。すでにご承知のおきもあるかと思っておりますが、障害者総合支援法の施行3年の見直しが進められているところでございます。このとりまとめが11月から12月頃に行われる予定というスケジュールになってございます。その見直しの内容について、どんな議論がされているのかといったところにつきまして、本日、ご報告をさせていただきます。2ページ目をご覧ください。点字は3ページ目のところになります。その障害者部会で検討されている項目が10項目挙げられております。それでは、4ページ目をご覧ください。点字のほうは、8ページの中ほどをご覧ください。常時介護を要する障がい者に対する支援でございます。見直しにあたりまして、どのような論点があるか、国のほうで整理をされたものでございます。例えば、常時介護を要する障がい者のニーズについて何が不足しているのかとか、支援する人材の資

質の向上や、その報酬評価をどう考えるか。また、パーソナルアシスタンスについてどう考えるかといった論点があるということでございます。5ページ目でございます。重度障がい者が入院したときに必要な支援が受けられない場合があるといった現状であるとか、地域生活、地域移行の受け皿の整備が必要であるといったような課題があると。また、真に必要な障がい者に支援を行き届かせる観点から、必要性に応じた給付の在り方を見直すべきだという指摘があるということでございます。こういった現状や課題に対しまして、この制度の見直しにつきましては、例えば、重度障がい者の地域生活を支えております重度訪問介護を利用している方について、医療保険の給付範囲に留意しつつ、入院中に受ける医療機関での支援の在り方を検討してはどうかと。また、常時介護を要する者であるか否かにかかわらず、地域で生活する障がい者に対しまして、緊急時の対応を含めて、継続的に支援を実施する拠点の整備をさらに進める方向を検討してはどうかといったようなこと。それから、グループホームについて、重度障がい者が対応できるようなサービスを位置付けてはどうかと。また、軽い人はグループホームの対象から外すなど、利用対象者を見直す方向で検討してはどうかといったようなことが検討されております。

次に、7ページでございます。点字資料は16ページの中ほどになります。障がい者の移動の支援の関係でございます。これにつきましては、通勤・通学や入所・入院中の取扱い、これをどう考えるかといったことが中心となっております。障がい者の通勤・通学については、障害福祉サービスの中でやっていただきたいという要望があるようでございます。しかし、障がい者の通勤・通学等に関する移動支援につきましては、すべてを福祉政策として実施することは難しいので、差別解消法に基づく事業者や教育機関による合理的配慮の対応や、教育政策との連携を進めていく必要があるのではないかと。福祉の政策としては、まずは就労移行支援や障がい児通所支援において、通勤・通学の訓練の着実な実施を促してはどうかと。それから、入院中、入所中の支援についても、障害福祉サービスが使えるようにしてはどうかというようなことで検討がされております。

次に、資料では9ページ、点字では23ページ後半をご覧ください。障がい者の就労支援についてでございます。点字のページは23ページの。

(前垣会長) ページ数は22になってますからね。1枚ずれてます。

(林係長) そうですか。

(前垣会長) はい。マイナス1引かないとたどり着かないです。どうぞ。

(林係長) こちらではですね、就労のA、B、それから就労移行の機能や支援の在り方についてどう考えるかといったようなこと。それから障がい者の方々の職場定着、これに向けた支援についてどういったことがあるかということが議論されております。検討の方向性としましては、工賃向上や一般就労への移行をさらに進めるように。また、就業に伴う生活面での課題を抱える障がい者の方が早期に離職することのないよう、就労定着に向けた支援の在り方を検討してはどうかと。また、就労の移行の実績がない事業所もまだまだ多くあるようですので、移行実績を踏まえたメリハリをつけた評価をしてはどうかと。それから、就労アセスメントを拡大して、障がい者各個人の能力に合ったサービスを提供できるようにするなど、方策が検討されております。

次に、11ページでございます。点字は31ページの中ほどになるかと思えます。こちらでは、

支給決定の在り方についてであるとか、障害支援区分の関係について議論がされております。こちらの検討の方向性としましては、基本的には現行の枠組み通りということとして、必要な改善を図っていくと。例えば、相談支援専門員の質の向上を図るために研修制度の見直しを行ったり、また障害支援区分について認定結果が全国でばらつきが出ないように、国からの情報提供や研修をしてはどうかといったようなことが検討されております。

次に、13ページをご覧ください。点字は39ページの後半となります。障がい者の意思決定支援の関係でございます。そもそも意思決定支援の定義とは何かといったようなこと、それから成年後見制度の利用支援についてどう考えるかといったようなことが論点としてあげられております。これに対しまして、資料14ページ、点字は43ページの後半でございます。ちょうど今、意思決定支援ガイドラインの調査研究がされているということございまして、その普及を図ってはどうか。それだけではなくて、障害福祉サービスの内容、中身に意思決定支援が含まれる旨を明らかにすべきではないかというようなことが検討されております。

続きまして、15ページでございます。点字は46ページでございます。

(村岡委員) 45です。

(林係長) 45ページでございます。聴覚や盲ろうの意思疎通支援の関係でございます。こちらの検討の方向性としましては。

(村岡委員) ちょっと待ってください。確認しています。

(林係長) 資料は16ページ、点字は49ページになるでしょうか。49ページの後半かなと思いますけど、点字は49ページ後半ですか。

( ) 47か。

(林係長) 47ページ。課題。

( ) (2) ですかね。現状・課題というところですかね。

(林係長) 検討の方向性のところなので。50ページの最後半でお願いできたらと思います。

( ) 分かりました。50ページ、点字、はい。

(林係長) 50ページの一番後ろのほうになります。聴覚や盲ろうの意思疎通支援の関係についても、基本的に現行の支援の枠組み通りということでございますけど、盲ろうとか失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した見直しを行うこととしてはどうかという検討がされております。

それから、続きまして17ページ、ご覧ください。点字は52ページですね。52ページです。精神障がい者に対する支援についてでございます。何十万人と入院されている精神障がいの方についてでございますけども、飛び飛びで申し訳ございません。資料は18ページの後段、点字資料は56ページの後半でございます。精神障がいの方に対する支援、これに有効とされるピアサポーターの資質の向上であるとか。はい。定期的な巡回訪問であるとか、適切なタイミングで精神障がいの方に支援ができる、そういったサービスなど、在り方を検討してはどうかということが検討されております。

次に、資料では19ページ、20ページです。点字の資料は60ページ、検討の方向性というところをご説明させていただきます。資料は、検討の方向性は、点字資料は57ページの半ばで

す。資料は、21ページと22ページの下側を説明させていただきます。高齢の障がい者に対する支援について、65歳以上になりますと、介護保険が優先ということになってまいります。したがって、障害福祉サービス事業所が引き続き65歳以上の障がい者の方の支援を行えますように、その事業所が介護保険事業所になりやすくするといった見直しであるとか、65歳以上になると介護保険の利用者負担が生じるといったこともありまして、その利用者負担の在り方についても検討をするということが議論されております。また、グループホームにおいて、高齢障がい者に対応できるスキルがないというようなこともありますので、そういったことをできるような支援の在り方について検討するだとか、「親亡き後」に向けた支援を、準備を支援するエンディングノート、鳥取県でいいますと、安心サポートファイルというものが相当すると思えますけれども、そういったものを普及を検討してはどうかということで進められております。

次に、23ページをご覧ください。点字の資料につきましては、80ページの中段であります。

( ) 9のところですね。障害児支援についてというところですかね。

(林係長) 障害児支援についてでございます。

( ) 点字は、75ページ。

(林係長) それの検討の方向性というところをご説明させていただきます。

( ) はい。

(林係長) 障がい児支援の関係でございます。これの検討の方向性としましては、点字の資料、80ページの中ほどからになります。従前、十分に支援がなされていなかった乳児院とか児童養護施設、それから、重度の在宅の障がい児に対して、自宅を訪問して発達支援を実施する方策の在り方を検討してはどうかと。それからですね、俗称でございますけれども、「アンパンマンデー」といわれるような、子どもたちに、そのアンパンマンのビデオを見せるだけというような放課後等児童デイサービスが世の中にはあるそうでございまして、そういった事業所についてはですね、質の向上と支援内容の適正化を図るべきという指摘があるそうでございます。そういった適正化を図るための議論がされているところでございます。

最後に、25ページです。点字の資料では91ページ、資料の点字資料の91ページからご説明をさせていただきます。通常資料ですと、28ページを説明させていただきます。その他のサービスの関係についてでございます。こちらの検討の方向性としましては、自治体がですね、その実施します事業所への指導、これの適切な実施であるとか、給付費の適正支給などを通じまして、より上質なサービスを提供する事業所を増やしていこうという取組であるとか、利用者負担関係の経過措置というのが今も続いておりますので、それを見直していこうといったような検討がなされておるところでございます。ということで、以上、大変駆け足で申し訳ございませんけれども、障害者総合支援法の見直し関係につきましては、このような方向性で検討が進められております。以上、報告を終わらせていただきます。

(前垣会長) 事務局のほうの説明は、以上でよろしいでしょうか。じゃあ、引き続きありますか。はい。

(古岡係長) 私、障がい福祉課で社会参加推進室であいサポートであるとか、障害者差別解消法を担当しております古岡と申します。今からですね、障害者差別解消法の概要と鳥取県の取組

について、ご説明させていただきます。資料でいいますと、29ページから32ページまでお付けしております、点字資料では、別冊ということでお配りしているかと思えます。一応、本日、お付けしております資料は、内閣府のリーフレットということで、概要を説明した資料になりますので、また、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

では、差別解消法について、概要と鳥取県の取組を簡単にご説明させていただきます。最初、冒頭のごあいさつで、部長のほうがあいさつで言われましたとおり、来年4月1日に障害者差別解消法が施行されます。この法律で、国の行政機関以外にも地方公共団体及び民間事業者においても障がい児者の差別について禁止ということになります。具体的には、障がいを理由としてサービスの提供等を拒否する不当な差別的な取扱いというのが1つございますし、もう1つが、行政に対してとかなですね、民間事業者に対しても合理的配慮の提供というのがもう1つ、この法律で義務付けられることになります。国の行政機関と地方公共団体、民間事業者、それぞれ不当な差別的取扱いについてはすべて禁止ですね、法的義務となるんですが、合理的配慮については、国の行政機関、地方公共団体について法的義務となりまして、民間事業者の方については努力義務ということで規定されております。これを受けて、法律の中で国なり地方公共団体につきましては、行政職員の対応要領というのが法的義務であったり、地方公共団体においては努力義務ということで規定されておりますが、鳥取県については、この県職員対応要領について策定するという方向で今動いているところでございます。この策定にあたり、障がい者、その団体の方のご意見であるとかってというのは盛り込みを基本方針、政府が示しております基本方針のほうで定められておるんですが、この関係で県内の各団体様にもいろいろとお世話になり、ご意見をいただきながら、今、進めているところでございます。1つ、地方公共団体等におきまして、地域の協議会、障害者差別解消支援地域協議会というのについてもですね、設置ができるということで法律に規定されておるのですが、こちらにつきましても、鳥取県においては設置する方向で現在検討を進めているところでございます。その準備委員会といたしまして、年内に関係者の方、障がいに限らず、そういう人権相談の窓口として担っていただいている方々にもお集まりいただきまして、準備委員会ということで、年内に方向性を出せるように、今後進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(岩田係長) 続けて、私、住まいまちづくり課の岩田と申します。これから、鳥取県福祉のまちづくり条例の改正概要について説明をさせていただきます。まず1番、条例改正の背景についてです。この条例は、バリアフリー法というのがございまして、高齢者や障がい者の方が円滑に移動できるように建築物のバリアフリー化の基準を規定しているもので、その上乗せ条例として県で定めているものでございます。今回の改正の背景は、昨年度開かれました障がい者芸術・文化祭、それから2020年に開かれますオリンピック・パラリンピック、また、来年4月には日本パラ陸上大会が開催されるなど、バリアフリー化についての気運が高まっているところでございます。これを受けまして、このたび皆様よりご意見をいただいて条例の改正をするというものでございます。

次に2番、条例改正の主な内容についてです。点字資料だと、ここから2ページになります。条例改正の主な内容です。墨字だと表の中をご覧ください。それから、点字資料だと2ページで

す。改正内容、大きく（１）から（４）まで書いております。最初に（１）適合義務対象となる建物規模の見直しです。趣旨としましては、障がい者。

（村岡委員） すみません。ちょっと待ってもらっていいですか。今、確認中です。

（岩田係長） はい。

続きます。墨字資料だと、この３３ページの表をご覧ください。（１）適合義務対象となる建物規模の見直しです。趣旨として、障がい者等利用見込の高い用途について、対象となる建築物の対象を広げることでですね、新築等がされる建築物全体の適合率を向上させるというものです。従来は６０％程度でしたが、これを７０％の適合率を目指しております。

次に、点字資料だと４ページです。（２）障がいの種類等に応じた、建物の整備基準の見直し。趣旨としましては、障がい者等の移動をさらに円滑にする環境づくりでございます。障がいの種類に応じていろんな整備基準を見直していきます。

次に（３）、点字資料だと７ページ半ばあたりだと思います。（３）既存建築物利活用の際の適用基準他の見直しです。これはですね、最近問題になっております、まちなかにある空き家や空き店舗等を再活用しやすいように、基準を一部見直すというものでございます。

そして最後に（４）、点字資料だと８ページの下の方だと思います。４、競技場等に係る基準の追加。これはですね、オリンピックやパラリンピックの開催にあわせて、国が新しくガイドライン、指針を定めました。この中身を条例に取り込むというものでございます。

最後にですね、このたびの条例改正につきましては、１１月議会にお諮りをしまして、来年４月からの施行を目指しております。簡単ではありますが、以上でございます。ありがとうございました。

（前垣会長） では、事務局のほうから。まだありますか。はい、どうぞ、続けてお願いします。

（倉敷課長補佐） よろしいですか。人権同和对策課の倉敷でございます。資料のほうは別冊であるかと思っております。資料は３５ページです。人権施策基本方針の改定を予定しておりまして、これは、鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づいて策定する人権施策の基本方針を社会情勢の変化、それから昨年５月に実施しました人権意識調査の結果等を踏まえて改定するものです。この基本方針は、平成９年４月に改定して、今回の改定が３回目の改定となります。２ページ目に入っておりますけれども、点字資料では２ページ目です。現在、障がい者団体の方にも入っていただいて、委員会のほうで原案を作成中でございます。来年５月頃にパブリックコメントを行って、平成２８年秋頃完成の予定でございます。

続きまして、ユニバーサルデザインの推進ということです。このユニバーサルデザインと申しますのは、年齢、性別、文化、身体の状態など、さまざまな違いを尊重して、はじめから誰もが利用しやすいように、製品、建物、環境などをデザインすることです。それからもう１つ、カラーユニバーサルデザインというのがございます。これは、多様な色覚に配慮して、なるべくすべての人に情報が正確に伝わるように、色の使い方や文字の形などに配慮することです。このような研修を現在、学校、それから公民館、団体等が主催する研修会で出前授業、出前講座などを行って、ユニバーサルデザインの普及啓発を行っているところでございます。

それから最後ですけれども、３ページの最後になります。障がい者スポーツ、車いすバスケの体

験教室です。ここから4ページ目になりますが、障がい者スポーツ団体と連携しまして、学生を対象にした障がい者スポーツ体験教室を実施しております。これは、障がい者の理解を深めるとともに、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるとい、さまざまな人権意識の向上を図る目的で開催するものでございます。今年度も実施しておりますけれども、来年度も年6回開催する予定でございます。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。そうしましたら、10分休憩いたしましょうか。では、10分間の休憩に入らせていただきます。

## 休憩

(前垣会長) 半には終わりたいと思いますので、そのつもりというか、そのようにお願いします。では、今までのところで何か質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

(山根委員) はい。

(前垣会長) はい。

(山根委員) いいですか。鳥取県身体障害者福祉協会の山根といいますけども、来年の4月1日から障害者差別解消法が施行されるようになっていきますけど、いろいろな中四国の会議とか、いろんなことによると、県単位でなり市町村単位でも条例化しているところはかなりあるものとして、鳥取県もその障害者差別解消法を、本当に取り組んでいくというようなことがあるのか。やっぱり、条例化してもらわんといって、いわゆる国でいえば法律ですし、都道府県でいえば条例は、国と同じような法律の効果があるので、やっぱり効果的なことをしないと、私たちその障がい者としても、いけんじゃないかなというように思います。基本方針とその対応要綱なんか作ってやられるということですけども、それは当然してもらわないけんことですけど、もうちょっとその条例化して、健常者とか、いろんな人とのその交わりができるような格好にしてもらわないけんというように思いますし、それからもう1点ですね、それに基づいて障害者差別解消法支援地域協議会というのをつくるということになっておりますけど、この図を見ると、当事者が全然入っていないですね、事業所のAとかBは書いてあるんですけど。やっぱり当事者が入って、ものを言わないと、障がい解消するとかいろんなことを解消するということは、当然できんことですので、鳥取県としてもそういうことは大いに進めてもらいたいというように思います。目先のことは、どんどんその宣伝等はやっておるんですけど、私たちは実が欲しいので、実があることをしてもらわないといけんというように思いますので、よろしくお願いします。

(前垣会長) 事務局の方、どなたか、それに対して。

(鈴木室長) はい。社会参加推進室の鈴木です。差別解消法につきまして、2点お尋ねをいただきました。鳥取県における条例化でございます。鳥取県におきまして、条例をつくることについては、今後考えていきたいとは思っています。その前提といたしまして、鳥取県では人権を尊重する社会づくり条例に基づいて、相談ですとか、差別解消の取組を進めているという過去の経緯もございます。今現在も進めております。また、差別解消のほうにつきましては、「あいサポート運動」が差別解消法の趣旨に近いところもございます。そういったものを、まずは差別解消の



普及啓発を図りながら、条例の必要性についても考えていきたいというふうに思っております。あと2点目、支援地域協議会でございます。当事者も参加すべきではないかということでございまして、国のほうのパンフレットでは当事者は入っておりませんが、鳥取県で開催しようと考えております支援地域協議会につきましては、当事者の団体の方にもご参加いただいて、ご意見を伺いたいというふうな話を、先週も県庁内の検討会議で決めたところでございまして、当事者の方にもお入りいただくように考えておるところでございます。以上でございます。

(山根委員) いいですか。山根といいますけど、その地域協議会に当事者を入れるということですけど、考えておるところですけど、三障がいの代表者の人は、もちろん入れてもらわないといけんというふうに思っております。それから、もう1点、そのさっきの解消法のことは、あいサポートとか人権教育でやっておるところですけど、どこの県も似たようなことはしていても、条例化にはしておるわけですし、来年の4月1日から条例化はできんにしても、来年の議会も絡むわけですから、どこかの議会のときに条例化をするような目途でやっていってもらいたいというように思います。これは重ねてのお願いですので、意見はいいです、そちらの。

(前垣会長) では、どうかよろしくお願ひいたします。その他、ご意見ございますでしょうか。はい。諸家委員、お願ひします。

(諸家委員) 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会の諸家と申します。資料の2、ページでいいますと33ページです。こちらの中に(2)の中の聴覚障がい者というところなのですが、表の中です。ホテル、それから一般客室に、なんか火災が、火災を知らせるランプの設置の義務ということが書かれてあります。実は、今日も話を、今日、話はまだいただいてないんですけども、**新規立ち上げ事業所**で新しく建てられた所では、聞こえない人も入られるかもしれないということで、まず建物建てる時にそういったものを設置したいという相談をいただきました。とてもありがたいと思いました。非常に喜んで協力をしたいと思っています。そういったことを確認いたしました。結果、そういったランプが設置してあるんですけども、効果が弱い、効果がない。設置はあるんですけども、効果がない場合は、火事の場合が、そういった効果が弱い場合は火事が起きて、それが分からないという状態になります。ですので、もしそういったランプを付けるのであれば、はっきりと火事を知らせる効果のある設備を設置してほしいということをお願いしたいと思ひます。ワークセンターの担当の方が予算がないということをおっしゃって。ですけども、聞こえない人を採用する以上は、そういったものを設置が必要ということ、必要であるということをお慮、そういったお慮が必要であること、お慮をしていただけるってこと、非常にありがたい。今までそういったことがなかったですので、非常にありがたいと思ひます。ろうの人がいることを周知したという、ものすごい、非常にありがたいと思ひました。そのランプを見て分かる、ろう者だけではなく聞こえる人も同じです。知的の障がいのある方、そういった皆さんが見ても分かる、そういった設備が一番いいかなと思ひますので、はっきりと効果もある設備をつくっていただきたいと思ひます。

(岩田係長) 住まいまちづくり課の岩田です。先ほどいただいたご意見、聴覚障がいの方からいろいろご意見をいただいて、このたび、このように条例の改正に向かっております。ご評価いただいているところもあるということで、ありがとうございます。フラッシュライトにつきまし

ては、今回はホテルについて設けております。その他に、どのような事態が起こったのかが分かるような電光表示装置をひとまず、今回の条例では公共の事務所について、また、あとターミナルですね、バスとか飛行機とかのターミナルについては設置をするような基準を設けております。残念ながら、既製品でこの表示装置というのがちょっとありませんので、なかなかちょっとすぐの普及は難しいとは思っておりますが、ひとまずこの用途については義務付けを今回追加しております。そういった製品がいいものが増えてきたあかつきには、この義務をまた範囲を拡大するようなことも今後検討していきたいと思っておりますので、またその頃にいろんなご意見いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(前垣会長) よろしいでしょうか。

### (3) 障がい者施策に係る予算要求の状況

(前垣会長) それでは、時間があまりありませんので、議事(3)障がい者施策に係る予算要求の状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(小林課長) 小林でございます。時間の関係上、資料の中は、今年度の6月補正予算と9月補正予算、それから来年度当初予算に向けた主な事業の考え方を記載しておりますが、6月補正予算と9月補正予算につきましては終わった事業でございますので、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。その関係で、これから説明いたしますものは、28年度の当初予算で検討している主な事業につきまして、その内容をご紹介したいというふうに思います。

それでは、資料の11ページをお願いいたします。点字資料につきましては、20ページから23ページにかけてでございます。アルコール健康障害対策事業でございます。金額につきましては現在、検討中でございます。中身でございますけども、アルコール健康障害対策基本法が昨年度、制定されまして、今年の6月から施行になっております。また、鳥取県のアルコール健康障害対策推進計画を今年度策定することとしております。こういったものを踏まえまして、アルコール健康障害対策に係る事業を要求したいなというふうに考えているところでございます。中身はですね、アルコール健康障害支援拠点の設置ということで、病院内に、精神科病院内ですけども、支援コーディネーターとかを配置いたしまして、普及啓発を行ったり、相談対応を行うというものでございます。現在、東部の病院とお話をさせていただいているところでございます。それから、今年も行いますが、県民向けのフォーラムの開催でございますとか、あと、かかりつけ医につきまして、内科医さんでございますが、依存症につきましての対応力向上ということで、そういったものに関する研修会といったものを考えております。それから、HAPPYプログラムという、多量飲酒者の飲酒量低減に向けた教育プログラムでございますが、このプログラムを鳥取県でも行うということで、まずはそのプログラムを実際に研修を受けていただくための経費を要求したいというふうに考えているところでございます。

はぐっていただきまして、12ページでございます。点字資料におきましては、24ページから27ページにかけてでございます。事業の名称は仮称でございますが、親亡き後の安心サポート体制構築事業でございます。予算額につきましては約300万と書いてますが、今後、多少変動するものと思っております。中身ですが、今年度まで安心サポートファイルを作成してきました。こ

の安心サポートファイルは、障がいのある方のこれまでの成育歴でございますとか特徴、それから支援にあたって留意すべき内容等をまとめたファイルでございます。このファイルを普及させるためのコーディネーターを配置するといったものが、まず大きな1つでございます。あと、「親亡き後」でいろいろ問題がございますけども、今後どういったことが鳥取県内において必要なのかといったことの研究をしていただくということを委託したいというものでございます。

それから、13ページをお願いいたします。点字資料につきましては、28ページから30ページにかけてでございます。盲ろう者意思疎通支援事業でございます。こちらのほうは、今年度、障がい福祉課内に盲ろう者支援コーディネーターを配置いたしまして、盲ろう者友の会につながっていない盲ろう者の方々のご自宅を訪問させていただいて、今後どういった支援が必要なのかといったものを具体的に聞き取り等を行っております。この事業の続きということでございますが、障がい福祉課内に引き続きこの支援コーディネーターを配置するのではなく、盲ろう者友の会のほうに委託いたしまして、盲ろう者の支援拠点といったものを設けまして、そちらのほうに相談員を配置するといった事業になります。ですので、今年度のそういった訪問事業を引き継いで、継続して、盲ろう者の方々を支援していくといった予算立てにすることを考えてます。そちらが主な新規の部分でございます。障がい福祉課からは以上でございます。

(福谷課長) 子ども発達支援課の福谷でございます。資料14ページ、点字資料ですと14ページ目という表題が付いている資料になります。その1ページからでございます。事業名としましては、2のところ、発達障がい診察協力医研修事業ということで挙げております。中身につましては、6番のところに書いております。点字資料、2ページのほうに移ってきていると思います。発達障がい児の対応につきましては、今日もおられます前垣先生のような専門のお医者さんのほうに集中している状況がございます。ここをもっているいろいろな問題等が出てます。そこで地域の小児科の先生方に発達障がいの子たちの診察等を行ってもらったり、家族の悩みを聞くような、そういう対応していただくために研修を行いたいと思っております。具体的には、例えば、前垣先生の診察場面に小児科の先生に入ってもらって、どのように診察をされているのかというふうなところを見てもらう現場研修を何回か行いたいというふうに思っております。来年度は、点字資料だと3ページのほうになりますが、できましたら来年度に鳥取県内で12名ぐらいの研修を受けた先生方に、診察を協力してもらいたいなあとというふうに思っております。以上でございます。

(北根係長) スポーツ課でございます。資料でいいますと15ページ、点字のほうでいきますと別冊になっていると思います。5枚ほど綴ってある別冊資料でございます。よろしいでしょうか。

( ) いいですよ、どうぞ。

(北根係長) はい。事業名といたしましては、第27回日本パラ陸上競技選手権大会開催支援事業としております。この事業は、障がい者のスポーツの全国の大会でございます。かなり競技力の高い選手が集まる大会です。来年4月29日から5月1日まで3日間、鳥取市で布勢陸上競技場で行います。こちらの大会が、私どものスポーツ課では、障がい者スポーツの振興のために、2020年度東京パラリンピックに向けた大きな流れの中の1つの盛り上がりの、県内の盛り上

がりの1つとして、この大会を誘致しております。この大会を開催するにあたって、運営実行委員会が設置されていますので、ここに対する補助、支援をさせていただこうとしているものです。鳥取らしい大会になるようにということで、特別支援学校や地域の小学生のスポーツクラブからチームを募って対抗リレーをするというようなことも計画しております。このような障がい者スポーツの大会というのは、まだまだ観客の動員が少ないということがございます。ですので、先ほどご紹介したようなリレーのような取組を取り入れて、ぜひとも盛り上げたいと考えております。委員の皆様にあっても、ぜひ関係の皆様にご紹介いただいて、多くの皆様のご観覧をしていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

(前垣会長) 事務局からのご報告はよろしいでしょうか。はい。

#### (4) 障がい者の支援に関する施策への意見について

(前垣会長) それでは、(4) 障がい者の支援に関する施策への意見について、これは資料4にご意見がまとめてございます。このご意見について事務局のほうで対応等、ご説明できる場所がありましたら、お願いします。

(小林課長) はい。小林でございます。このご意見につきましては、正確にお答えしたいということで、現在、中で検討しております。次回の会議の中で文章化いたしましてご回答したいと思っております。今日におきましては、特にこの部分を補足で言っておきたいとか、強調したいとか、そういったご説明がございましたら言及していただければというふうに考えています。

#### (5) その他

(前垣会長) あまり時間がございませんが、これまでのところでご意見等ございましたら、お1人、2人の時間はあるかと思えます。はい。

(大本委員) 鳥取県腎友会の大本といいます。先ほどのところで言いそびれてしまいましたが、総合支援法の見直しに関わる場所ですが、7ページの障がい者等の移動の支援についてという場所です。そのなかの論点の中で2番目に個別給付に係る移動支援についてというところで、腎友会、主に透析患者についてなんですけど、この部分で通院というところ、ひょっとしたら通勤・通学等のところに入れられておるかなとは思いますが、ちょっと触れられてないのは自分のところかなと思いが、簡単に言いますと、年間に週3回ですので、年間に144回通います。その分の支援がほとんど自分たちのところにはないわけですし、あるところによりましては、年間500円券が最高で48枚あるということですが、その500円券が私らの場合には、288枚必要なわけなんです。年間14万4,000円、最低の場合です、これ。500円の福祉タクシーを使いましたら、最低の賃金のところで500円、1回につき、その500円券が48枚。だけど288枚必要だということ、非常に高齢化も進んでいるなかで、年金生活の者にとっては年間14万4,000円、最低ですけど、これは、この負担っていうのは非常に苦しい現実です。その辺のことも踏まえて、この中に入れていただいたらなっていうことはお願いしたいなっていうふうに思います。すみません、どうも。

(前垣会長) できる方。はい。

(林係長) 移動支援につきましてはですね、現在、法律に基づきまして同行援護、行動援護、重度訪問介護などで対応はされています。先ほどおっしゃいました病院への通院につきましては、市町村の移動支援事業というものが対象になってございます。市町村によって、その対象というものは決められておりますので、市町村のほうにお訪ねいただくということになってございますけれども、ご意見につきましては、十分こちらとしても受け賜ります。

(前垣会長) はい。諸家委員。

(諸家委員) 聴覚障害者協会の諸家です。意見ですけれども、ページ、2ページです。担当課の中のところですか。追加をさせていただきます。以前から繰り返しお話をさせていただいてるんですけども、教職員の異動がありますけれども、そこには、やはり専門性を確保していただくためには、短期間での異動というものは、生徒としましてはあまりよくないです。例えば、ろう学校で手話をきちんと覚えていただかないといけないのに、先生がやっと覚えていただけたら、すぐ異動で、新しい先生が赴任してこられて、また一から手話を覚えていただく。そうすると、生徒とのコミュニケーションがうまくとれないという課題があります。ですので、専門性をきちんととっていただくためにも、手話の技術をとっていただくためにも、そのあたり配慮をしていただきたいと思います。それから小・中学校の場合は、市町村がよくよくしておられますが、ろう学校に入られないで、例えば地域の難聴学級に入学された場合、特別支援教育課のほうは把握をしていただいていると思うんですけども、難聴学級の先生方の専門性を、もっと考えていただいて、聞こえないことの特性をもっと知っていただいた上での授業、またその先生方の配置をご検討いただきたいと思います。はい。重ねてのお願いです。以上です。

(前垣会長) ここはご意見ということで、市川委員、じゃあ最後の質問、ご意見とさせていただきます。

(市川委員) 視覚障害者福祉協会、市川です。施策に対する意見のところ、僕がちょっと質問したことが、今日たまたま身障協会の山根会長のほうから質疑がありましたので、ちょっと付け加えて、あいサポート運動、非常に積極的に展開をさせていただいているわけですけれども、全国的にやっぱり流れとしては、差別禁止条例がつくられる県がだんだん広がっているというふうに思っております、運動と条例の重みの違いみたいなものをちょっと感じております、で、質問に書いたところです。特にご回答は次回いただけるということなので結構ですが、あいサポート運動がスタートして何年になりますか、5年くらいになりますでしょうか、その間の流れのこともありますし、県には積極的に前向きでも検討していただけたらということをつけ加えさせていただきます、回答は次回で結構です。以上です。

(前垣会長) ありがとうございます。それでは、まだたくさんあるかと思えますけれども、時間となりましたので、事務局のほうに返させていただきます。

(松田部長) はい。事務局の松田でございます。本当に今日は短い時間ではありましたけれども、ご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。説明等の時間を少し長くしてしまった関係で、多くのことをご説明したいというこちらの思いもありまして、少し時間配分が配慮が足りなかったことをご詫言申し上げます。また、さまざまなご意見をいただく機会を、ぜひ設けたいというふうに思いますし、先ほども課長のほうからも申しましたとおり、いただいたご意

見につきましては、今日のご意見を踏まえた上で、改めて検討させていただきます。それから、さまざまな機会にご提案は頂戴したいというふうに思いますので、この機会だけでなく、今後も県のほうへのご意見をよろしくお願いをしたいというふうに思います。本日は本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

( ) では、これで会議は終了といたします。皆さん、どうもありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。